

「クラウドペイ（d払い）」決済サービス利用規約

株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー（以下、「DGFT」といいます。）および株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」といいます。）は、「クラウドペイ（d払い）」決済サービス（以下、「本件決済サービス」といいます。）を提供するにあたり、以下のとおり「クラウドペイ（d払い）」決済サービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定めます。

第1章 総則

第1条 （適用）

1. 本規約は、本件決済サービスの提供条件および本件決済サービスの利用に関する DGFT およびドコモと利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、DGFT およびドコモと利用者との間の本件決済サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. DGFT およびドコモが所定のウェブサイトに掲載する本件決済サービスに関するルールは、本規約の一部を構成するものとします。

第2条 （用語の定義）

本規約における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「利用者」とは、第4条に基づいて本件決済サービスの利用の登録を申請し、第5条においてDGFT および／または決済事業者が本件決済サービスを利用することを承諾した者をいいます。
- (2) 「ショップ」とは、利用者が運営する店舗をいいます。
- (3) 「取扱商品」とは、利用者がショップで顧客へ販売または提供する、物品・サービス・権利・ソフトウェア等をいいます。
- (4) 「顧客」とは、ショップにおいて利用者に対し取扱商品の販売・提供を申し込んだ、または利用者より当該申込を承認された、個人または法人をいいます。
- (5) 「商品代金」とは、対面販売にかかる取扱商品の代金（取扱商品の販売に係る租税公課、送料、その他手数料等を含む場合があります。）をいいます。
- (6) 「対面販売」とは、ショップおよび顧客間の取扱商品の販売・提供にかかる対面取引をいいます。
- (7) 「配布 QR」とは、総務省統一 QR「JPQR」および DGFT が利用者に対し、本件決済サービスの利用のために提供する QR コードが印字された媒体をいいます。
- (8) 「QR 決済」とは、顧客が配布 QR に表示された QR コードを読み取ることにより行われる、顧客と利用者間の対面販売にかかる決済をいいます。
- (9) 「決済データ」とは、QR 決済において、DGFT が決済処理のために用いるデータをいいます。
- (10) 「ショップ管理機能」とは、利用者がショップにおける QR 決済取引の確認および決済データの処理を行うことを目的として、DGFT がショップに対し提供する機能をいいます。
- (11) 「コンテンツ」とは、利用者がショップで提供または表示する一切の情報をいいます。
- (12) 「決済事業者」とは、DGFT が、d払い（QR 決済）に関する業務を行うことを定めた契約（以下、「d払い（QR 決済）包括加盟店契約」といいます。）を締結したドコモをいいます。なお、顧客がクレジットカードを登録することにより、QR 決済が当該クレジットカードの支払いを通じて行われる場合には、決済事業者が指定するクレジットカード会社も決済事業者に含まれるものとします。
- (13) 「決済事業契約」とは、d払い（QR 決済）包括加盟店契約をいいます。

第3条 （本件決済サービスの内容）

DGFT は、「本件決済サービス」として、利用者に対し、以下に定めるサービスを包括的または個別的に提供するものとします。

- (1) ドコモと連携した d払い（QR 決済）にかかる決済サービスを利用し、顧客の有する携帯端末を用いた QR 決済により、顧客が商品代金を支払うことを可能とする決済手段の提供
- (2) ドコモからの商品代金の受領、集約および利用者に対する支払い
- (3) ドコモとの契約処理、折衝、事務に係る通信、その他事務処理の代行
- (4) d払い（QR 決済）にかかる決済サービス等に関わるデータ伝送や取引処理（与信取得、売上

請求、キャンセル処理、その他各決済サービスにおいて発生する運用上の処理全般)等のデータプロセッシングの実施

(5) 決済結果等を確認、集約または処理することができるシステムの提供

(6) その他前各号に付随するサービス

第4条 (登録申請)

1. 本件決済サービスの利用を希望する者(以下、「登録希望者」といいます。)は、本規約を遵守することに同意し、かつ、本件決済サービスの申込情報(以下、「申込情報」といいます。)および店舗申請データ(以下、「店舗申請データ」といいます。)をDGFT所定の申込書(以下、「申込書」といいます。)に記載のうえ提供(DGFT所定の申請内容入力ページに必要事項を入力の上申込書を電磁的方法で提供する場合を含みます。)することにより、DGFTに対し、本件決済サービスの利用の登録を申請することができるものとします。
2. 登録希望者は、前項の登録申請にあたり、以下に掲げる事項を表明し、かつ保証するものとします。
 - (1) 登録希望者が、特定商取引に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、また過去5年間に同法による行政処分を受けていないこと
 - (2) 登録希望者が、消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと、また過去5年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けていないこと
 - (3) 第22条ないし第26条を遵守するための体制を構築していること

第5条 (審査および登録)

1. DGFT および/または決済事業者は、DGFT および/または決済事業者の基準に従って、前条に基づいて登録申請を行った登録希望者の登録の可否を審査し、DGFT および/または決済事業者が登録を認める場合にはその旨を登録希望者に通知します。なお、登録希望者が提供した申込情報および店舗申請データに誤りがあった場合、DGFTは何ら責任を負わないものとします。
2. DGFT および/または決済事業者は、登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録または再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
 - (1) DGFT および決済事業者に提供した申込情報および店舗申請データの全部または一部につき、虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
 - (2) 未成年者、成人被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
 - (3) 登録希望者が過去において DGFT との間の契約に違反した者またはその関係者であると DGFT が判断した場合
 - (4) 第38条に定める規定に該当していると DGFT が判断した場合
 - (5) 第40条第1項または第2項に定める措置を受けたことがある場合
 - (6) その他、DGFT または決済事業者が登録を適当でないと判断した場合

第6条 (利用契約の成立等)

1. DGFT が、前条第1項の通知を行ったことをもって、利用者と DGFT の間に本規約に基づく利用契約(以下、「利用契約」といいます。)が成立するものとします。
2. 前項の利用契約は、決済事業契約が有効に存続していることを前提としており、利用者は、当該決済事業契約が終了した場合には、利用契約は終了することを、あらかじめ承諾するものとします。
3. 第1項の利用契約に加え、同利用契約成立時点において、利用者とドコモとの間においてd払い(QR決済)にかかる加盟店契約が成立するものとします。なお、第1項の利用契約は、かかる加盟店契約が有効に存続していることを前提としており、利用者は、当該加盟店契約が終了した場合には、利用契約は終了することを、あらかじめ承諾するものとします。
4. 前項に基づくドコモとのd払い(QR決済)にかかる加盟店契約の締結にあたり、利用者は、DGFT に対して、ドコモとの加盟店契約の締結およびこれに付随する合意をすること、その他加盟店契約に関連するドコモとの間の一切の取引に関する包括的な代理権を授与するものとします(決済事業者が連鎖する場合において DGFT が当該代理権を他の決済事業者に再授与する権限を含みます。)
5. 前項の他、利用者は、DGFT に対し、商品代金を DGFT が利用者を代理して受領する権限を授与し(決済事業者が連鎖する場合において DGFT が当該代理権を他の決済事業者に再授与する権限を含みます。)し、DGFT が商品代金を受領することにつき同意するものとします。この場合、利用者は、DGFT

から、DGFT が代理受領した商品代金の引き渡しを受ける際、当該商品代金から、決済手数料、その他利用契約に基づき発生する手数料、諸費用、ペナルティ、その他各サービス規約等に基づく商品代金の支払の拒絶・保留、返還請求等に係る額、その他決済事業者が徴収する各種手数料が控除され得ることにあらかじめ同意するものとします。

6. 利用者は、前二項の代理権について、利用契約が有効に継続する期間中、その全部または一部を撤回することができないものとします。

第7条 （本件決済サービスのサービス開始日）

DGFT は、利用者が申込情報に入力した利用開始希望日をもとに、本件決済サービスの開始日（以下、「サービス開始日」といいます。）を利用者に通知するものとします。

第8条 （本規約等の変更）

DGFT は、本規約を随時変更することができるものとします。なお、この場合には、DGFT は、一定の予告期間において、変更後の本規約の内容を利用者に通知するものとします。ただし、法令上利用者の同意が必要となるような内容の変更にあたっては、DGFT 所定の方法により、利用者の同意を得るものとします。

第9条 （利用環境等の整備）

1. 利用者は、本件決済サービスの利用に先立ち、自らの責任と費用負担によりコンピュータ端末、ソフトウェアその他の機器および本件決済サービスにアクセスするために必要な利用環境、その他の通信回線等を導入するものとし、利用契約の有効期間中、これを維持するものとします。
2. DGFT は、利用者に対して、ショップ管理機能の利用のために必要となる ID およびパスワードを付与するものとします。利用者は、当該 ID およびパスワードを適切に管理および保管するものとし、これらを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。これらの管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等により生じた損害については、利用者が一切の責任を負うものとします。
3. 利用者は、利用契約の有効期間中、配布 QR その他販促物を、善良なる管理者の注意をもって使用し管理するものとし、これらを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。これらの管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等により生じた損害については、利用者が一切の責任を負うものとします。

第10条 （決済手数料）

1. 利用者は、本件決済サービス利用の対価として、別紙 1「本件決済サービスの提供に係る条件」第 1 項に定める決済手数料（以下、「決済手数料」といいます。）を、別紙 1「本件決済サービスの提供に係る条件」第 2 項に定める取扱期間、締切日、振込日および支払日（以下、「精算サイクル」といいます。）ならびに次条および別紙 2「決済手数料に関する課金条件」の定めに従って支払うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、利用者は、前項の精算サイクルの全部または一部について、別紙 1「本件決済サービスの提供に係る条件」第 2 項に定める内容とは異なる条件を希望する場合は、DGFT 所定の方法により DGFT に対して承認申請を行うものとし、DGFT が承認した場合は、当該利用者に適用される精算サイクルを第 4 条の申込書に定めるものとします。
3. 利用者が決済手数料を期日までに支払わなかった場合、DGFT は利用者に対し、年 14.6%の利率（支払遅延期間が 1 年間に満たないときは、年 365 日とする日割計算を行うものとします。）による遅延損害金を請求することができるものとします。利用者は、DGFT から当該請求を受けた場合、速やかに当該遅延損害金の支払いを行うものとします。

第11条 （支払方法）

1. DGFT は、商品代金の総額（DGFT または決済事業者による支払拒絶、商品代金の返還請求等があった場合はそれを差し引いた額を指すものとし、以下同様とします。）から決済手数料を差し引いた金額を利用者の指定する金融機関口座に送金して支払うものとします。なお、利用者は、各 QR 決済において、顧客が読み取った配布 QR の種類が異なる場合、DGFT から利用者への送金が、当該配

- 布 QR の種類に応じて分割される場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
2. 商品代金の総額が決済手数料に足りない場合は、利用者は、決済手数料から商品代金総額を減じた金額を DGFT の定める期日までに DGFT の指定する金融機関口座に送金して支払うものとします。
 3. 利用者が前項、その他本規約に基づき DGFT に支払うべき金額を、DGFT が正当と認める理由無くして DGFT の定める期日までに支払わなかった場合、DGFT は、当該期日後に DGFT が利用者に対して支払うべき商品代金から差し引くことにより、利用者の DGFT に対する支払いに充てることができるものとします。
 4. 本条に従って、利用者または DGFT が相手方に対する支払を行う際の銀行振込手数料は、支払を行う当事者が負担するものとします。
 5. 利用者が、第 2 項の支払いを、DGFT の定める期日より 2 ヶ月を超えて遅延した場合には、DGFT は本件決済サービスの提供を停止することができるものとします。
 6. 利用者は、DGFT に対し、利用者において以下の事項の一が生じた場合に、DGFT が直ちに第 1 項の支払いを留保する権限を付与するものとします。
 - (1) 利用者が本件決済サービスの利用の申込に際し、虚偽の届出を行っていた場合
 - (2) 利用者が第 21 条第 1 項に該当する行為を行っていた場合
 - (3) 利用者が自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (4) 利用者の信用状態に変化が生じ、またはそのおそれがあると DGFT が判断した場合
 - (5) 利用者が差押・仮差押・仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、もしくはこれらの申立を自らした場合、または合併によらず解散した場合
 - (6) 利用者が営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (7) 利用者が本件決済サービスを悪用していることが判明した場合
 - (8) 利用者が DGFT の同意なく決済手数料の支払いを怠った場合
 - (9) 利用者の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
 - (10) DGFT または決済事業者の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合
 - (11) 次条第 1 項各号の事由に該当し、または該当するおそれがあると、DGFT が合理的判断により認めた場合
 - (12) その他 DGFT または決済事業者が不相当と認めた場合
 7. 前項の支払留保後、DGFT が当該支払いを相当と認めた場合には、DGFT は、利用者に対し、当該留保にかかる商品代金を支払うことができるものとします。なお、この場合には、DGFT は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
 8. 利用者または DGFT が相手方に対して利用契約の義務として何等かの支払いを行った場合において、相手方の金融機関のシステム障害、相手方が提供した金融機関に係る情報の誤り、その他の相手方に起因する事由により相手方において着金の確認ができない場合であっても、利用者または DGFT が自己の金融機関をして、相手方の金融機関に対し送金（出金）させた時点で、当該支払を行った利用者または DGFT の債務は履行されたものとみなすものとします。ただし、この場合において相手方が提供した金融機関に係る情報の誤りが原因であるときは、支払いを行う利用者または DGFT は、相手方と連携のうえ正しい金融機関の情報を確認したうえで再度の送金を行う等、相手方に正常に着金するよう、合理的な協力を努めるものとします。

第12条（商品代金の支払拒絶またはその返還）

DGFT は、利用者の QR 決済に関し以下の事由に該当した場合には、利用者に対し、当該 QR 決済にかかる商品代金の支払いを拒絶し、または、その返還を求めることができるものとします。

- (1) 利用者が顧客との間で成立している対面販売を解除しまたは取り消した場合
- (2) 第 19 条第 1 項に定める紛議が生じた場合において、当該紛議にかかる対面販売の日より 60 日を経過しても解消しない場合
- (3) 顧客以外の第三者が当該顧客のクレジットカードを利用して通信販売を行った場合
- (4) 決済事業契約またはドコモと利用者との間の加盟店契約に定める事由に基づき、決済事業者が利用者または DGFT に対し、商品代金の支払いを拒絶しまたはその返還を求めた場合
- (5) 利用契約の定め違反して対面販売が行われたことが判明した場合
- (6) その他、DGFT の合理的判断により、利用者に対し対面販売に係る商品代金の支払拒絶または返

金請求をした場合

第13条（第三者への委託）

1. DGFT は、本件決済サービスの提供に必要な業務の全部または一部を、DGFT の責任において、決済事業者その他の第三者に委託することができるものとします。
2. 前項に基づき DGFT がサービスの全部または一部を委託する場合の、委託先の選択、委託先に対する監督ならびに委託先の行った業務の結果について、当該委託先が利用者の指定によるものである場合を除き、DGFT が一切の責任を負うものとします。

第14条（利用者の義務、提供する商品またはサービス等）

1. 利用者は本件決済サービスを利用するにあたって、次の各号記載の事項を遵守するものとします。
 - (1) 利用者がショップで提供し、または提供する予定の取扱商品は、利用者が DGFT に申請した店舗申請データ、または今後利用者が DGFT に提出し、DGFT が承認した修正後の店舗申請データに記載したものに限りこと
 - (2) 利用者のコンテンツにおいて表示した販売条件や商品説明等の表示内容に基づく瑕疵のない取扱商品の販売・提供を行うこと
 - (3) 本規約の遂行に必要な諸データは、適法かつ公正な手段によって取得されたものであること
 - (4) 旅行商品・酒類・商品券類・金銀の地金・タバコ・印紙・切手・古物等の販売にあたり許認可を得るべきまたは届出を行うべき商品等を取扱う場合は、あらかじめ DGFT にこれを証明する関連書類を提出し、事前に DGFT および必要に応じて DGFT を通じて決済事業者の承認を得ること
 - (5) 配布 QR を顧客が容易に認識できる状態でショップに設置すること
 - (6) DGFT が利用者へ送付する d 払い（QR 決済）を表示したシールその他の標識を、配布 QR に貼付する等の方法により、d 払い（QR 決済）について顧客が容易に認識できる状態に置くこと
2. 利用者は、本規約に従って、取扱商品を顧客に販売もしくは提供することができるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとします。
 - (1) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他法令の定めに違反するもの
 - (2) 生き物
 - (3) 犯罪行為を惹起するおそれがあるもの
 - (4) 生命または身体に危険を及ぼすおそれがあるもの
 - (5) 猥褻性のあるものまたは通常人に嫌悪感をおぼえさせるもの
 - (6) 通常人の射幸心をあおるもの
 - (7) 事実誤認を生じさせるものまたは虚偽であるもの
 - (8) 第三者の著作権、商標権、意匠権および特許権等知的財産権を侵害するもの
 - (9) 第三者の財産またはプライバシーを侵害するもの
 - (10) DGFT または決済事業者のイメージを低下させる販売または提供行為
 - (11) その他公序良俗に反するもの
 - (12) その他 DGFT または決済事業者が不相当と認めた場合
3. 取扱商品またはコンテンツの知的財産権に関して第三者からの異議申立が生じた場合には、利用者の責任において解決するものとします。

第15条（業務内容等の変更）

1. 利用者は、本規約に基づき DGFT へ届け出た申込情報（氏名、名称、商号、所在地、電話番号を含みますがこれらに限られません。）、店舗申請データ（対面販売の方法、課金形態を含みますがこれらに限られません。）その他本件決済サービスにかかる重要な事項に変更が生じる場合はあらかじめ DGFT に届け出るものとし、DGFT が必要と認めた場合は別途書面による変更手続きを行うものとします。
2. 前項において必要な場合、利用者は、DGFT を通じて決済事業者に対して DGFT または決済事業者所定の様式をもって所定の変更事項を提出するものとします。
3. 前各項に定める場合のほか、利用者は、取扱商品等の種別、銀行口座その他 DGFT および／または決済事業者が指定する一定の事項について、届け出た事項を変更しようとする場合は、DGFT または決済事業者所定の方法により、変更事項および変更予定日等を変更予定日の 30 日前までに DGFT お

よび／または DGFT を通じて決済事業者に提出するものとします。

4. 利用者が前各項の手続きを怠ったことにより生じた利用者の損失その他の負担について、DGFT は一切責任を負いません。

第16条（本件決済サービスの利用）

1. 利用者は、本件決済サービスを、本規約の目的の範囲内であつ本規約に違反しない範囲で利用することができるものとします。
2. DGFT は、利用者が誤って送信した本件決済サービスに関する情報を受信した場合に、当該情報を処理したことによって利用者に損害が生じたとしても一切責任を負いません。
3. 利用者は、QR 決済の申込を行った顧客に対し、正当な理由なく申込を拒絶したり、他の支払方法を要求したり、他の支払方法と異なる代金・料金を請求する等、本件決済サービスを利用して対面販売の申込を行った顧客に不利となる差別的取扱や本件決済サービスの円滑な使用を妨げる何らの制限も行わないものとします。
4. DGFT または決済事業者が本規約に関連し、顧客または第三者から異議、苦情などを受けた場合は、速やかに利用者に通知するものとし、利用者は、DGFT または DGFT を通じた決済事業者の指示に従い、直ちにその解決のために必要な措置を講ずるものとします。なお、上記通知もしくは指示は、利用者の損害賠償義務を免除するものでないことを確認します。
5. 利用者に第 40 条第 2 項各号に該当する事由が生じた場合、利用者は、直ちに DGFT へ連絡するとともに、履行が完了していない利用者の顧客にも連絡し責任を持って対応をするものとします。

第17条（禁止事項）

1. 利用者は、本件決済サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。
 - (1) 第 14 条に違反する行為
 - (2) 本件決済サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
 - (3) 本件決済サービスを本規約に定める商品代金の回収または収納以外の目的に使用する行為
 - (4) 有害なコンピュータ・プログラム等を DGFT または決済事業者のシステムまたは第三者（顧客を含みます。以下、本条において同じ。）のコンピュータに送信または書き込む行為
 - (5) 第三者に成りすまし本件決済サービスを利用する行為、および利用者に成りすまして本件決済サービスを利用させる行為
 - (6) DGFT または第三者の知的財産権を侵害または侵害するおそれのある行為
 - (7) 第三者の設備等、または、DGFT および決済事業者による本件決済サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - (8) 本規約の規定に反する行為
 - (9) 公序良俗に反する行為
 - (10) 法令に違反または違反するおそれのある行為
 - (11) その他 DGFT または決済事業者が不適切と判断する行為
2. DGFT は、利用者が前項各号に該当する行為を行っているか、もしくは当該行為を行うおそれがあると判断した場合、または決済事業者が利用者の行う対面販売が不相当であると判断した場合は、利用者に、ショップのコンテンツの全部もしくは一部の削除、または取扱商品の全部もしくは一部の提供の停止を求めることができるものとし、利用者は、DGFT からかかる要求があった場合はこれに従うものとします。

第18条（第三者の権利の処理）

利用者は、取扱商品に第三者の著作権その他の権利が含まれている場合は、何ら支障のないように必要な手続きを利用者が行った上で、取扱商品を提供するものとします。

第19条（顧客との紛議）

1. 利用者は、顧客からの苦情、問い合わせ等を受けた場合は、速やかな対応を行うものとし、利用者とその顧客との間で本件決済サービスにおける商品代金の回収または収納の原因関係たる売買取引の債務不履行等の瑕疵、不成立もしくは不存在等をめぐる紛議が生じた場合であっても DGFT および決済事業者は一切の損害、迷惑等を及ぼさないものとします。
2. 顧客からの利用者の取扱商品に対する苦情・商品返品・商品取替・中途解約の請求・広告上の解釈・

アフターサービス等については、利用者がその全責任をもって速やかにその処理にあたるものとし、DGFT および決済事業者は一切迷惑をかけないものとし、

第20条（資料提供等）

1. 利用者は、DGFT からショップの運営に必要となる情報・資料等その他 DGFT または決済事業者が本件決済サービスを提供・維持するために必要と判断する情報、資料等の提供を求められた場合、これに応じるものとし、
2. 利用者は、決済事業者と DGFT との間の契約に定める事項について、決済事業者から利用者に対して調査の協力を求められた場合には、その求めに速やかに応じるものとし、

第21条（調査）

1. 以下の各号のいずれかの事由があるときには、DGFT は、自らまたは DGFT が適当と認めて選定した者により、利用者に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、利用者はこれに応じなければならないものとし、
 - (1) 利用者において、秘密情報、個人情報、その他 d 払い（QR 決済）にかかるサービスの規約等で定める本規約に関連する重要な情報（以下、これらを総じて「秘密情報等」といいます。）が漏えい、滅失もしくは毀損し、またはそのおそれが生じたとき。
 - (2) 利用者が秘密情報等の取扱いを委託した第三者（以下、「受託者」といいます。）において当該情報が漏えい、滅失もしくは毀損しまたはそのおそれが生じたとき。
 - (3) 利用者が行った対面販売について秘密情報等の不正利用が行われまたはそのおそれがあるとき。
 - (4) 利用者が本規約の条項のいずれかに違反しているおそれがあるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合の他、利用者の対面販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、DGFT が利用者に対する調査を実施する必要があると認めたとき。
2. 前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができるものとし、
 - (1) 必要な事項の文書または口頭による報告を受ける方法
 - (2) 秘密情報等の適切な管理または不正利用の防止のための措置に関する利用者の書類その他の物件の提出または提示を受ける方法
 - (3) 利用者もしくは前項第 2 号に定める第三者またはその役員もしくは従業員に対して質問し説明を受ける方法
 - (4) 利用者または前項第 2 号に定める第三者において前項第 1 号の情報の取扱いに係る業務を行う施設または設備に立ち入り、当該情報の取扱いに係る業務について調査する方法
3. 前項第 4 号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他情報をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、または解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとし、
4. DGFT は、本条第 1 項第 1 号から第 3 号までの調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを利用者に対して請求することができるものとし、ただし、利用者が自主的な調査および DGFT への報告を実施している場合にはこの限りではありません。
5. 前四項の規定にかかわらず、DGFT は、利用者に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を求めることができるものとし、

第22条（秘密情報等の適切な管理）

1. 利用者は、すべて利用者の費用と責任において関連法令等に従い、秘密情報等を自ら管理する場合、秘密情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとし、また、秘密情報等につき、その漏えい、滅失または毀損を防止するため、善良なる管理者の注意をもってこれを取り扱わなければならないものとし、利用者が秘密情報等の取扱いを第三者に委託する場合には、関連法令等に従い、当該委託先を適切に管理するものとし、
2. 利用者は、前項で義務付けられる秘密情報等の適切な管理のため、DGFT または決済事業者から求められる合理的措置（以下、「合理的措置」といいます。）を講じなければならないものとし、
3. 利用者が前項の規定により秘密情報等の適切な管理のために講じる合理的措置の具体的方法および態様は、DGFT が所定の方法により別途定めるとおりとし、

4. DGFT は、前項の規定にかかわらず、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法または態様による措置が合理的措置に該当しないおそれがあるとき、その他秘密情報等の漏えい、滅失または毀損の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて利用者に対し当該方法または態様の変更を求めることができるものとし、利用者はこれに応ずるものとし、なお、決済事業者が発起し DGFT に要請した場合であって、DGFT が当該要請に基づき利用者に対し本項本文の要請を行った場合であっても、利用者はこれに応ずるものとし、
5. 利用者は、本条第 4 項の具体的方法または態様を変更しようとする場合には、あらかじめ DGFT と協議しなければならないものとし、

第23条（事故時の対応）

1. 利用者またはその受託者の保有する秘密情報等が、漏えい、滅失もしくは毀損しまたはそのおそれが生じた場合には、利用者は、自らの費用と責任で遅滞なく以下の措置を講じなければならないものとし、
 - (1) 漏えい、滅失または毀損の有無を調査すること。
 - (2) 前号の調査の結果、漏えい、滅失または毀損が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏えい、滅失または毀損の対象となった秘密情報等の特定を含みます。）その他の事実関係および発生原因を調査すること
 - (3) 上記の調査結果を踏まえ、二次被害および再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
 - (4) 漏えい、滅失または毀損の事実および二次被害防止のための対応について必要に応じて公表しまたは影響を受ける顧客に対してその旨を通知すること。
2. 前項柱書の場合であって、漏えい、滅失または毀損の対象となる秘密情報等の範囲が拡大するおそれがあるときには、利用者は、直ちに秘密情報等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとし、
3. 利用者は、第 1 項柱書の場合には、直ちにその旨を DGFT、決済事業者その他 DGFT が指定する者に対して報告すると共に、遅滞なく、第 1 項各号の事項につき、以下の各号の事項を報告しなければならないものとし、
 - (1) 第 1 項第 1 号および第 2 号の調査の実施に先立ち、その時期および方法
 - (2) 第 1 項第 1 号および第 2 号の調査につき、その途中経過および結果
 - (3) 第 1 項第 3 号に関し、計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュール
 - (4) 第 1 項第 4 号に関し、公表または通知の時期、方法、範囲および内容
 - (5) 前各号の他これらに関連する事項であって DGFT、決済事業者その他 DGFT が指定する者が求める事項
4. 利用者またはその受託者の保有する秘密情報等が漏えい、滅失または毀損した場合であって、利用者が遅滞なく本条第 1 項第 4 号の措置を講じない場合には、DGFT、決済事業者その他 DGFT が指定する者は、事前に利用者の同意を得ることなく、自らその事実を公表しまたは漏えい、滅失または毀損した秘密情報等に係る顧客に対して通知することができるものとし、

第24条（不正利用防止対策）

1. 利用者は、本件決済サービスを利用した対面販売を実施するに際しては、関連法令等に従い、善良なる管理者の注意をもって、顧客による QR 決済がなりすましその他の不正利用（以下、「不正利用」といいます。）に該当しないことを確認しなければならないものとし、
2. 利用者が前項の確認のために講じる措置の具体的方法および態様は、DGFT が所定の方法により別途定めるとおりとし、
3. 前項の規定にかかわらず、DGFT は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法または態様の変更を求めることができ、利用者はこれに応ずるものとし、
4. 利用者が本人以外の者を正当な顧客と誤認して QR 決済を行ったことにより生ずる紛争については、すべて利用者がその責任と費用において解決するものとし、

第25条（不正利用発生時の対応）

1. 利用者は、その行った対面販売につき、QR 決済の不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅

滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとします。

2. 利用者は、前項の場合には、直ちにその旨を DGFT および DGFT を通じて決済事業者その他 DGFT が指定する者に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果ならびに是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを報告しなければならないものとします。

第26条（是正計画の策定と実施）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、DGFT または決済事業者その他 DGFT が指定する者は利用者に対し、期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、利用者はこれに応ずるものとします。
 - (1) 利用者が第 22 条（秘密情報等の適切な管理）第 2 項から第 5 項までの義務を履行しない場合、またはそれらのおそれがあるとき。
 - (2) 利用者または受託者の保有する秘密情報等が、漏えい、滅失もしくは毀損しまたはそのおそれがある場合であって、第 23 条（事故時の対応）第 1 項第 3 号の義務を相当期間内に履行しないとき。
 - (3) 利用者が第 24 条（不正利用防止対策）または第 25 条（不正利用発生時の対応）に違反しまたはそのおそれがあるとき。
 - (4) 利用者が行った対面販売について本件決済サービスの不正利用が行われた場合であって、前条の義務を相当期間内に履行しないとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合の他、利用者の対面販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、関連法令に基づき、DGFT または決済事業者その他 DGFT が指定する者に対し、利用者についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。
2. DGFT または決済事業者その他 DGFT が指定する者は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、利用者が当該計画を策定もしくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、利用者との協議の上、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含みます。）を提示し、その実施を求めることができ、利用者はこれに応ずるものとします

第27条（通知）

1. DGFT から利用者に対する通知は、別段の定めのある場合を除き、利用者があらかじめ DGFT に通知した電子メールアドレスに宛てて電子メールにより行うものとします。ただし、通信障害等やむをえない事態が発生した場合は他の適当な方法で行うものとします。
2. DGFT から利用者への通知は、前項により利用者が通知した電子メールアドレスに宛てて電子メールを発信したときをもって利用者に通知されたものとします。ただし、前項ただし書の場合を除くものとします。
3. 利用者は、DGFT からの通知の有無およびその内容を確認するため利用者宛ての電子メールをその営業日において毎日 1 回は閲覧できる体制を維持するものとし、通信障害等やむをえない場合には、代替の通信手段を DGFT に通知するものとします。
4. 利用者は、電子メールアドレスを変更する場合、DGFT 所定の方法により事前に DGFT に通知するものとします。
5. 利用者が第 3 項または前項の通知を怠ったことにより生じた利用者の損失その他の負担について、DGFT は一切責任を負いません。

第28条（本件決済サービスの停止または中断）

1. DGFT は、以下の場合に該当する場合は、本件決済サービスの一部または全部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) DGFT、決済事業者等によるシステムの定期的または緊急の点検・補修のため
 - (2) DGFT、決済事業者等がシステムの適正な運用のため必要と認めた場合
 - (3) DGFT、決済事業者等のシステムによって利用者のサーバー運用に支障が生じる、または支障が生じるおそれがある場合
 - (4) DGFT、決済事業者等のサービスに使用する通信回線が輻輳または使用不能な場合

- (5) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力により本件決済サービスの運営ができなくなった場合
 - (6) その他、DGFT または決済事業者が停止または中断を必要と判断した場合
2. DGFT が前項に基づき本件決済サービスの停止を行う場合には、あらかじめ、その理由、実施期および期間を利用者に通知するものとします。ただし、緊急の場合、または地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力による場合は除くものとします。
 3. DGFT は、本件決済サービスにおける利用者もしくは顧客と DGFT 間の伝送に用いる第三者の回線または利用者の機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等本件決済サービスの運営障害について一切の責任を負わないものとします。

第29条（秘密保持）

1. 利用者および DGFT は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本規約に基づき知り得た相手方固有の業務上、技術上、営業上、その他一切の秘密情報を第三者に開示、漏洩しないものとします。
2. 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することを、開示を受けた当事者が証明することのできる情報は、秘密情報には含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
 - (2) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
 - (4) 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - (5) 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
3. DGFT は、次の各号の一に該当する場合には秘密情報を第三者に開示できるものとします。
 - (1) 本件決済サービスにおける通常の取引の処理またはサービスの維持に用いる場合
 - (2) 顧客の同一性確認（本人確認）のために用いる場合
 - (3) 紛争の解決のために用いる場合
 - (4) 法令または政府当局もしくは裁判所の命令または指導等に従うために開示する場合
 - (5) 利用者を特定しない形で統計的データを開示する場合
4. 第1項の第三者とは、利用者および DGFT の役員・従業員、利用者または DGFT が指定し相手方が同意した者、ならびに DGFT においては第13条第1項に基づく委託先以外の者をいいます。

第30条（個人情報の取扱等）

1. DGFT は本件決済サービスの遂行のため取扱を委託された個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号、その後の改正を含みます。）、「JIS Q 15001：2006 個人情報保護に関するマネジメントシステム—要求事項」により定義されるものおよび利用者と DGFT の間で個人情報として取り扱うものとして同意した情報をいいます。）を、秘密として保持し、利用者の書面による事前の同意を得ることなく、第三者（第13条第1項に基づく委託先を除きます。）に提供・開示・漏洩せず、本件決済サービス提供以外の目的に利用しないものとします。
2. DGFT は個人情報を取り扱うにあたって、個人情報の取扱責任者を定め、その指導のもとに個人情報を適切に保護するものとし、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとします。
3. DGFT は、前項の定めにかかわらず、秘密情報に関わる事件・事故が発生した場合、または、そのおそれがある場合、速やかに利用者に報告しなければならないものとします。
4. DGFT は、本件決済サービスが終了した場合または利用者から要求があった場合、個人情報を直ちに削除するよう努めるものとします。ただし、DGFT は決済事業者との契約の義務を履行することを目的として個人情報を保有できるものとします。

第31条（加盟店情報の取得・保有・利用）

1. 利用者およびその代表者（以下、本条ないし第34条において、「利用者等」といいます。）は、DGFT およびドコモと利用者等との利用契約および加盟店契約（以下、本条ないし第34条において、「利用契約等」といいます。）の申込審査、利用契約等の締結後の管理等取引上の判断、利用契約等の締結後の利用者調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにカードおよびギフトカード等利用促進にかかわる業務のために、DGFT および／または決済事業者が以下の利用者等の情報（以

下「加盟店情報」といいます。)のうち個人情報、DGFT および/または決済事業者が適当と認める保護措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意するものとします。

- (1) 利用者ならびにカード取扱店舗等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス、口座情報、法人番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等利用者等が利用契約等申込時および変更届け時に届け出た事項
 - (2) 利用契約等締結日、登録申請または加盟申込日、登録または加盟日、端末機の識別番号、取扱商品等、販売形態、業種等の利用者等と DGFT および/または決済事業者の取引に関する事項
 - (3) 利用者等のカードの取扱い状況（オーソリゼーション申請に係る情報を含みます。）
 - (4) DGFT および/または決済事業者が収集した利用者等のカード利用履歴（利用者等がカード等の保有者としてカード等を利用して商品等の購入等を行った履歴をいいます）
 - (5) 利用者等の営業許可証等の確認書類の記載事項
 - (6) DGFT および/または決済事業者が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等、公的機関が発行する書類または公表する情報に記載または記録された事項
 - (7) 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
 - (8) DGFT および/または決済事業者が登録もしくは加盟を認めなかった場合、その事実および理由
 - (9) 割賦販売法第 35 条の 3 の 5 および割賦販売法第 35 条の 3 の 20 における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項
 - (10) 割賦販売法に基づき同施行規則第 60 条第 2 号イまたは同 3 号の規定による調査を行った事実および事項
 - (11) 個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事項
 - (12) 顧客から DGFT および/または決済事業者に申し出のあった苦情の内容および当該内容について、DGFT および/または決済事業者が、顧客およびその他の関係者から調査収集した情報
 - (13) 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）および当該内容について、加盟店信用情報機関（利用者等に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報
 - (14) DGFT、決済事業者または加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）
2. 利用者等は、前項第 1 号ないし第 7 号記載の加盟店情報のうち個人情報を DGFT および/または決済事業者が以下の目的の為に利用することに同意するものとします。但し、利用者等が第 2 号に定める営業案内について中止を申し出た場合、DGFT および/または決済事業者は業務運用上支障がない範囲で、これを中止するものとします。
- (1) DGFT およびドコモが利用契約等または利用契約等に付随する特約に基づいて行う業務
 - (2) 宣伝物の送付等、DGFT、決済事業者または他の利用者等の営業案内
 - (3) DGFT および/または決済事業者の事業（DGFT および/または決済事業者の定款記載の事業をいいます。）における新商品、新機能、新サービス等の開発
3. 利用者等は、DGFT および/または決済事業者が利用契約等に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本条第 1 項第 1 号ないし第 14 号記載の加盟店情報のうち個人情報について、当該委託先に預託することに同意するものとします。

第32条（加盟店信用情報機関の利用および登録）

1. 利用者等は、加盟店情報につき、DGFT および/または決済事業者が利用、登録する加盟店信用情報機関について以下のとおり同意するものとします。（加盟店信用情報機関は別紙 3 に記載のとおりとします。）
 - (1) 利用契約等の締結審査、登録申請または加盟申込審査、利用契約等締結後の管理等取引上の判断、利用者調査の義務の履行および取引継続に係る審査のために、DGFT および/または決済事業者が加盟する加盟店信用情報機関（以下「加盟信用情報機関」といいます。）に照会し、利用者等に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること。
 - (2) 加盟信用情報機関所定の利用者等に関する情報（以下「登録加盟店情報」といいます。）が、加盟信用情報機関に登録され、当該機関の加盟会員が登録申請または加盟申込審査、登録または加盟後の管理等取引上の判断、利用者調査の義務の履行および取引継続に係る審査のためにこれを利用すること。

- (3) 登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための登録申請または加盟申込審査、登録または加盟後の管理、ならびに加盟店情報正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること。
2. DGFT および／または決済事業者が加盟する加盟信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、別紙3に記載のとおりとします。なお、DGFT および／または決済事業者が新たに加盟信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し、または別紙3に記載するものとします。

第33条 (加盟店情報の取扱いに関する不同意)

DGFT および／または決済事業者は、利用者等が第31条ないし前条に定める加盟店情報について承諾できない場合には、解約の手続きをとることができます。なお、第31条第2項第2号に定める個人情報を利用した営業案内に対する中止の申し出があっても、解約の手続きをとらないものとします。

第34条 (契約終了後の加盟店情報の利用)

1. DGFT および／または決済事業者が登録または加盟を承諾しない場合であっても、登録申請または加盟申込をした事実は、承諾をしない理由のいかんを問わず、第31条に定める目的（ただし、第31条第2項第2号に定める個人情報を利用した営業案内を除きます。）および第32条の定めに基づき利用されるものとします。
2. DGFT および／または決済事業者は、利用契約等終了後も業務上必要な範囲で、法令等またはDGFT および／もしくは決済事業者が定める所定の期間、加盟店情報ならびに利用契約等の終了に関する情報を保有し利用します。

第35条 (地位の譲渡等の禁止)

1. 利用者および DGFT は、相手方の承諾なく、利用契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 利用者は、本件決済サービスに関して有する自己の DGFT に対する債権について、譲渡、質入れ、担保提供その他の処分を行ってはならないものとします。
3. 合併または会社分割等により、利用者から利用契約上の地位を包括承継した者は、承継した日から30日以内に DGFT または決済事業者所定の書類を提出するものとします。上記期間内の書類提出がなかった場合、DGFT は何らの催告なくして利用契約を解約できるものとします。

第36条 (賠償責任)

1. 利用者および DGFT は、本規約に違反することにより、または、本件決済サービスの利用または提供に関して、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。ただし、かかる損害賠償責任の範囲は、相手方が被った直接かつ現実の通常損害に限られ、機会損失等の特別損害および間接損害は含まれないものとし、DGFT は、DGFT の責に帰すことのできない事由に基づく本件決済サービスの変更、中断もしくは停止またはデータ処理のエラー等に起因する利用者の損害に対して賠償の責任を負わないものとします。
2. 本規約に基づく DGFT の利用者に対する損害賠償金の額は、DGFT の故意または重過失による場合を除き、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為、その他請求原因の如何にかかわらず、当該損害賠償を行う時点で過去3ヶ月間に利用者が DGFT に支払った決済手数料（ただし、決済事業者所定の手数料を含みません。）の総額を上限とします。
3. 利用者および DGFT は、本規約に違反することにより、または、本件決済サービスの利用および提供に関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、自己の責任で解決するものとします。
4. 万一、DGFT と決済事業者間の決済事業契約が終了したことにより、DGFT による一部または全部の本件決済サービスの提供が不可能となった場合であっても、その理由の如何を問わず、本規約の違反とみなされず、DGFT はそれによる責任を負わないものとします。
5. 利用者および DGFT は、本規約の履行が地震、洪水、戦争、内乱、法令の改廃、所轄官庁の命令その他の不可抗力の事由によって履行不能もしくは遅滞となった場合、相手方に対し損害賠償の義務を負わないものとします。

第37条 (契約期間)

利用契約は契約成立の日から有効とし、サービス開始日の1年後の前日をもって期間が満了するものとします。ただし、期間満了の2ヶ月前までに利用者またはDGFTのいずれからも解約の意思表示がない場合は更に1年間同一条件にて延長するものとし、以降も同様とします。

第38条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者およびDGFTは、相手方に対し、自己および自己の役員等が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - (6) 社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人
 - (8) その他前各号に準ずる者
2. 利用者およびDGFTは、相手方に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者およびDGFTは、相手方が前各項の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに相手方との取引（本規約に基づく取引に限られない。本条において以下同じ。）の全部または一部を停止し、または相手方との契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、利用者およびDGFTは、かかる合理的な疑いの内容および根拠に関し、相手方に対して何ら説明しまたは開示する義務を負わないものとし、解除に起因しまたは関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではないことを確認するものとします。
4. 利用者およびDGFTが第1項または第2項の確約に反したことにより相手方が損害を被った場合、利用者およびDGFTは、その損害を賠償する義務を負うことを確認するものとします。

第39条（中途解約）

1. 利用者は、利用契約有効期間中であっても、サービス開始日より1年が経過した後は、2ヶ月前の書面による通知により、DGFTが当該書面を受領してから1ヶ月以上が経過した日の属する月の末日を解約の効力発生日として、利用契約を解約できることとします。
2. DGFTは、利用契約期間中にDGFTの合理的な支配の及ばない事由によりd払い（QR決済）の一部またはすべての提供を継続することが困難とする事情が生じた場合、緊急かつやむを得ない事情による場合を除き、3ヶ月以上の事前の利用者への通知により、d払い（QR決済）の一部の提供の中止、または利用契約の解約をすることができるものとします。

第40条（契約の解除）

1. 顧客からの苦情等により、DGFTまたは決済事業者により利用契約の継続が不相当と判断され、DGFTが相当期間を定め催告を行ったにもかかわらず当該事由が解消しない場合には、DGFTは、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
2. DGFTは、利用者に以下の事項の一が生じた場合には、何ら催告することなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 利用者の故意または重過失により、店舗申請データ瑕疵等が発生した場合

- (2) 本件決済サービスの利用を申込みするのに際し、虚偽の届出を行っていた場合
 - (3) 第 17 条または第 21 条第 1 項に該当する行為を行っていた場合
 - (4) 前号のほか、本規約に違反した場合であって、事前の催告を行ったにもかかわらず、利用者がこれを是正しないとき
 - (5) 自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (6) 利用者の財務状態・信用状態に問題が発生し、またはそのおそれがあると DGFT が判断した場合
 - (7) 差押・仮差押・仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、もしくはこれらの申立を自らした場合、または合併によらず解散した場合
 - (8) 利用者が営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (9) 第 35 条に違反した場合
 - (10) 本件決済サービスを悪用していることが判明した場合
 - (11) DGFT の同意なく決済手数料の支払いを怠った場合
 - (12) 利用者の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
 - (13) DGFT または決済事業者の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合
 - (14) その他 DGFT または決済事業者が合理的理由に基づき、利用契約の継続を不適当と認めた場合
3. 利用者は、DGFT が以下の事由のいずれかに該当する場合には、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本規約に違反した場合であって、事前の催告を行ったにもかかわらず、相当期間内に、DGFT がこれを是正しないとき
 - (2) 自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (3) 差押・仮差押・仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理特別清算の申立を受けた場合、もしくはこれらの申立を自らした場合、または合併によらず解散した場合
 - (4) 営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (5) 営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
 4. 利用者および DGFT は、相手方が第 1 項ないし第 3 項各号の事由により利用契約が解除された場合において、解除事由によって自己に生じた損害の賠償を第 36 条に従って相手方に請求することができるものとします。
 5. 利用者が第 2 項各号のいずれかに該当した場合、利用者は期限の利益を失い、DGFT が請求した場合は、直ちに、利用者が DGFT に対して負担するすべての債務を一括で弁済するものとします。

第41条（契約の終了に伴う措置）

1. 利用契約が終了した場合、利用者は、直ちに本規約を前提とした取扱商品告知、取引誘因行為を中止するものとします。
2. 利用契約の終了以前に、利用者が顧客から取扱商品購入の申込を受け付け、かつ本件決済サービスにおいては決済事業者から売上請求がなされた取引については、利用契約の終了後においても本規約に従って利用者、DGFT 共にこれを履行するものとします。

第42条（準拠法）

1. 本規約は、日本法が適用され、日本法に準拠し解釈されるものとします。
2. 利用契約に基づき発生した権利義務、あるいは利用契約に基づき行われた法律行為または事実上の行為（どちらも不作為による行為を含みます。）に対して民法（明治 29 年法律第 89 号）が適用される場合で、かつ、民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号、以下、本条において「改正民法」といいます。）において改正された条項が適用される場合、改正民法の規定にかかわらず、当該権利義務の発生あるいは法律（または事実）行為が 2020 年 4 月 24 日（以下、本条において「改正民法適用日」といいます。）以降である場合には、改正民法を適用するものとします。この場合、権利義務の発生原因が改正民法適用日より以前であったとしても、改正民法を適用するものとします。

3. 利用者および DGFT は、本規約は、主要な契約条件である決済手数料について当事者の協議に基づき可変する可能性があることから、改正民法第 548 条の 2 に定める定型約款に該当しないことを確認するものとします。

第43条（合意管轄裁判所）

利用契約に関し、利用者と DGFT との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 d払い (QR決済)

利用者がd払い (QR決済) の利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用するものとします。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用されるものとします。

第44条 (用語の定義)

本章における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「d払い (QR決済)」とは、顧客がドコモの提供する専用アプリをインストールした端末でQRコードを利用し、利用者と顧客との間の取引の代金の支払いを、次の支払い方法から選択して行う決済サービスをいいます。本章においては、以下単に「d払い」と表記します。
 - ① ドコモに支払うべき電話料金に合算して支払う方法
 - ② ドコモが発行するクレジットカード (dカード) により支払う方法
 - ③ ②以外のクレジットカードにより支払う方法
 - ④ ドコモが発行するdポイントの充当により支払う方法
 - ⑤ ドコモが提供するドコモ口座残高の充当により支払う方法
- (2) 「支払方法」とは、d払いの利用に際し、顧客が選択する、ドコモに対する請求代金に相当する額の支払い方法をいい、その支払方法はサービスガイドラインで定めるとおりとします。
- (3) 「加盟店契約」とは、利用者がd払いの提供を受けるために、利用者とドコモとの間で締結される、本章に定める内容の契約をいいます。
- (4) 「顧客」とは、利用者から購入した商品等の代金または対価の支払のためにd払いを利用する者をいいます。
- (5) 「商品等」とは、利用者がd払いを利用して販売または提供する商品および役務をいいます。
- (6) 「請求代金」とは、利用者が顧客との間で締結した商品等の売買契約または提供契約等 (以下本章において、総称して「売買契約等」といいます。) に基づき顧客に対して請求権を有する代金または対価 (送料、消費税相当額等、購入に必要な一切の金額を含みます。) をいいます。
- (7) 「売上情報」とは、利用者がドコモに対して送信する売上日、請求代金等に関する情報をいいます。
- (8) 「サービスセンタ」とは、ドコモが利用者に対してd払いを提供するために設置する電子計算機および電気通信設備等をいいます。
- (9) 「サービスガイドライン」とは、d払いの提供条件等についての詳細を説明するため、本章の規定の一部を構成するものとしてドコモが別に定めるものをいい、DGFT 所定のウェブページ (https://www.veritrans.co.jp/tos/dbarai_kiyaku.pdf) に最新版を掲載するものとします。
- (10) 「ドコモ口座」とは、ドコモが別に定める「ドコモ口座利用規約」に定めるドコモ口座をいいます。
- (11) 「クレジットカード」とは、クレジットカード等 (クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、その他支払手段として用いられるカード等の証票その他の物または番号、記号その他の符号を含みます。) のうち、ドコモが指定するものをいいます。
- (12) 「クレジットカード支払い」とは、ドコモが別に定める手続に従って顧客が登録したクレジットカードを、ドコモへの請求代金の支払いに利用することができる機能をいいます。
- (13) 「クレジットカード支払い加盟店契約」とは、クレジットカード支払いにおけるクレジットカードによる決済に関する、クレジットカード会社とドコモとの間の契約をいいます。
- (14) 「提携クレジットカード会社」とは、自己が加盟または提携する組織 (VISA インターナショナル サービスアソシエーションおよびマスターカードインターナショナルインコーポレーテッドを含み、以下本号および次号において同じとします。) からの許諾を得て、クレジットカード利用加盟店 (自己との取引の相手方に対してクレジットカードを利用した支払手段を提供する個人または法人を指すものとします。) に関する募集、審査、認定を行い、クレジットカードの決済処理を行うクレジットカード会社のうち、ドコモとの間でクレジットカード支払い加盟店契約を締結したクレジットカード会社をいいます。
- (15) 「提携会社」とは、提携クレジットカード会社、提携クレジットカード会社が加盟または提携する組織並びにドコモがクレジットカード支払いの機能を提供するに際し、ドコモと提携クレジットカード会社または提携クレジットカード会社が加盟または提携する組織との間で、当該クレジット

カード支払いに関する決済関連データ等の必要な情報の送受信等を行う決済処理サービスを提供する法人の総称をいいます。

- (16) 「d ポイント」とは、ドコモが別に定める「d ポイントクラブ会員規約」（以下、「d ポイントクラブ会員規約」といいます。）に定める d ポイントをいいます。
- (17) 「d ポイント付与（請求代金額連動）」とは、ドコモが別途通知する「d 払い加盟店 料率通知書」に定める料率の手数料率に基づき算出される手数料を利用者が支払うことを条件として、ドコモが、請求代金の金額に連動して d ポイントクラブ会員である顧客に対して、当該通知書に定めるポイント付与条件により、サービスガイドラインに従って d ポイントを付与する機能であって、ドコモが利用者に対して提供するものをいいます。
- (18) 「d ポイント付与（キャンペーン）」とは、ドコモと利用者との間で別途締結する、d ポイント付与（キャンペーン）に関する覚書（以下、「d ポイント付与（キャンペーン）覚書」といいます。）において指定する費用（以下、「d ポイント付与費用（キャンペーン）」といいます。）を利用者が支払うことを条件として、ドコモが、利用者の指定に基づいて、d ポイント付与（請求代金額連動）とは別に、請求代金の金額に連動して d ポイントクラブ会員である顧客に対して、サービスガイドラインに従って d ポイントを付与する機能であって、ドコモが利用者に対して提供するものをいいます。

第45条（包括代理権の授与）

1. 利用者は、d 払いの利用を申し込む場合には、以下のすべての事項について、DGFT が利用者を包括的に代理する権限を授与することに同意するものとします。
 - (1) ドコモに対する d 払い利用の申込み
 - (2) 加盟店契約およびこれに付随する一切の覚書等の締結
 - (3) ドコモに対する一切の各種届出、報告および申請
 - (4) ドコモに対する売上債権の譲渡および売上債権の買戻しに関する事項
 - (5) ドコモに対する売上債権の立替払いの請求およびその解除に関する事項
 - (6) ドコモからの売上債権の譲渡代金および立替払金の受領に関する一切の事項
 - (7) ドコモに対する一切の通知、審査依頼およびドコモからの通知の受領
 - (8) その他、加盟店契約に基づく利用者の義務の履行または権利の行使に関する一切の事項
2. 利用者は、加盟店契約の有効期間中、利用者が DGFT に授与した包括代理権の全部または一部を撤回することはできないものとします。
3. 利用者が DGFT に対して包括代理権を授与した範囲内の行為については、DGFT が代理人として適切な行為を行わない場合等合理的な理由がある場合を除き、すべて DGFT が行い、利用者は本人として係る行為を行わないものとします。なお、ドコモは、利用者に対しても、加盟店契約の当事者としてのドコモの行為を行うことができるものとします。

第46条（加盟店契約）

1. 利用者は、d 払いの利用を希望する場合は、本章（サービスガイドラインを含みます。）の内容に承諾した上で、DGFT 所定の方法により、DGFT を通じてドコモに対して加盟店契約の申込みを行うものとします。
2. 加盟店契約は、希望者による前項の申込みをドコモが承諾した時点をもって、ドコモと希望者との間に成立するものとします。
3. ドコモは、前項に基づき d 払いの利用の申込みをした利用者が、次の各号に定める事項に該当する場合は、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) ドコモに対する債務の履行を現に怠り、または怠るおそれがあるとき
 - (2) ドコモが技術上または業務の遂行上支障があると判断したとき
 - (3) その他ドコモまたは提携クレジットカード会社が不適当と判断したとき

第47条（提供条件）

1. d 払いを提供することが可能な地域および d 払いの提供条件等についてはサービスガイドラインに定めるところによります。なお、利用者は、d 払いの利用にあたり、サービスガイドラインを遵守するものとします。

2. 利用者は、加盟店契約に関する業務の遂行にあたっては、関連法令や監督官庁の指導等を遵守するものとし、公序良俗に違反する行為、監督官庁から改善指導・行政処分等を受ける行為、または受けるおそれのある行為をしてはならないものとします。また、ドコモが関連法令等を遵守するために必要な場合には、ドコモの要請により、利用者は必要な協力を行うものとします。
3. ドコモが加盟店契約に定める規定に違反しているまたはd払いの適切な運営のために必要であると判断し、d払いの取扱い中止や業務方法の改善等を指示した場合、利用者は、直ちにその指示に従い速やかに適切な措置を取るものとします。
4. ドコモが、加盟店契約に定める規定の遵守を確認するためにまたはd払いの適切な運営のために、合理的に必要な範囲で、ドコモが必要と認める事項についての調査への協力、報告またはデータ・文書等の提出を求めた場合には、利用者は、速やかにこれに応じるものとします。
5. 利用者は、自己の責任と費用において、d払いを利用するために必要な機器、ソフトウェア、試験その他の必要な準備を行うものとします。

第48条（クレジットカード支払い）

1. 利用者は、クレジットカード支払いにおけるクレジットカードによる決済に関する提携クレジットカード会社との間のクレジットカード支払い加盟店契約については、ドコモがその契約当事者となることを確認します。
2. 利用者は、ドコモが、クレジットカード支払いの機能を提供するにあたり、利用者がDGFTを通じてドコモに提供した情報を、提携クレジットカード会社に提供する場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。

第49条（加盟店契約の解約）

1. 利用者は、ドコモに対して加盟店契約の解約を希望する日の90日前までにドコモ所定の解約申込書をDGFTを通じてドコモに提出することにより加盟店契約を解約できるものとします。
2. ドコモは、加盟店契約の解約を希望する日の90日前までにドコモ所定の解約通知書をDGFTに対して送付することにより加盟店契約を解約できるものとします。
3. 前二項に基づき加盟店契約が解約された場合、利用者は、加盟店契約に基づき生じたドコモに対する債務をドコモが指定する期日までに履行するものとします。

第50条（ドコモが行う加盟店契約の解除）

1. ドコモは、利用者が加盟店契約に違反した場合、または第53条（d払いの停止）第1項各号の規定によりd払いの提供が停止された場合において、10日程度の相当期間を定めてDGFTに対し当該違反または当該停止の原因となった事由を是正するよう催告し、当該期間内に違反が是正されない場合、当該期間の経過をもって当然に加盟店契約の全部または一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
2. ドコモは、利用者が次の各号の一に該当する場合、何らの通知または催告を要せず、ただちに加盟店契約の全部または一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
 - (1) 加盟店契約に違反があり、当該違反の性質または状況に照らし、違反事項を是正することが困難であるとき
 - (2) 加盟店契約に違反があり、当該違反の性質または状況に照らし、爾後利用者において違反を是正してもなおd払いを提供することが困難であるとき
 - (3) 商品等について、苦情が多発したとき
 - (4) 商品等について国、地方自治体、教育委員会、学校等公共機関またはそれに準ずる機関からドコモに解約、変更その他の要請があったとき
 - (5) ドコモへの届出内容が事実と反しており、当該届出が意図的に行われたことが判明したとき
 - (6) 社会通念上不相当と認められる態様においてd払いを利用しているとドコモが判断したとき
 - (7) 加盟店契約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき
 - (8) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、または仮差押、保全差押もしくは差押を受けたとき
 - (9) 利用者の営業または業態が公序良俗に反するとドコモが判断したとき
 - (10) ドコモに重大な危害または損害を及ぼしたとき

- (11)その他d払いの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき
3. 第1項または前項の規定に従い加盟店契約が解除された場合、利用者は、加盟店契約に基づき生じたドコモに対する債務をドコモが指定する期日までに履行するものとします。

第51条 (d払い (QR決済) 包括加盟店契約の終了に伴う加盟店契約の終了)

d払い (QR決済) 包括加盟店契約が終了した場合 (解約、解除による場合を含みます。) は、加盟店契約も同時に終了するものとします。また、この場合、利用者は、加盟店契約に基づき生じたドコモに対する債務をドコモが指定する日までに履行するものとします。

第52条 (提供中止)

1. ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合にはd払いの全部または一部の提供を中止することがあります。
- (1) サービスセンタの保守上または工事上やむを得ないとき
 - (2) サービスセンタの障害その他やむを得ない事由が生じたとき
 - (3) 電気通信サービスの停止により、d払いの提供を行うことが困難になったとき
 - (4) 提携カード会社の指示があった場合
 - (5) その他ドコモがd払いの全部または一部を中止することが望ましいと判断したとき
2. ドコモは、前項に基づきd払いの提供を中止されたことにより利用者または第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
3. ドコモは、第1項の規定によりd払いの全部または一部の提供を中止する場合は、あらかじめその旨をドコモが適当と判断する方法でDGFTを通じて利用者へ通知または周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第53条 (d払いの停止)

1. ドコモは、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合はd払いの全部または一部の提供を停止することがあります。
- (1) 加盟店契約の規定に違反したとき
 - (2) 第50条 (ドコモが行う加盟店契約の解除) 第2項各号のいずれかに該当したとき
 - (3) 利用者において、6ヶ月以上継続してd払いの利用の事実がないとき
 - (4) 商品等についてドコモが不適当と判断したとき
 - (5) その他ドコモの業務の遂行上支障があるとドコモが認めたとき
2. ドコモは、前項の規定にかかわらず、利用者に対し、前項の措置に替えてまたは前項の措置とともに期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、ドコモが前項の措置を取ることまたは第50条 (ドコモが行う加盟店契約の解除) に基づきドコモが加盟店契約を解除することを妨げるものではないものとします。
3. ドコモは、第1項に基づきd払いの提供を停止されたことにより利用者、顧客または第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. ドコモは、第1項の規定によりd払いの全部または一部の提供を停止する場合は、あらかじめその旨をドコモが適当と判断する方法でDGFTを通じて利用者へ通知または周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第54条 (サービスの廃止)

1. ドコモは、都合により、d払いの全部または一部を廃止することができるものとします。なお、d払いの全部が廃止された場合は、加盟店契約は終了するものとします。
2. ドコモは、前項に基づきd払いを廃止されたことにより利用者または第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
3. ドコモは、第1項の規定により、d払いの全部または一部を廃止するときは、DGFTを通じて利用者に対し廃止する60日前までに書面によりその旨を通知します。

第55条 (商品等の保証)

1. 利用者は、商品等についてサービスガイドラインの全てを遵守していることをドコモに対して保証するものとします。

2. ドコモは、商品等について一切の責任を負わないこととします。
3. 利用者は、売買契約等の債務不履行、商品等の瑕疵、第三者の権利侵害その他の理由により、ドコモと顧客その他の第三者との間で紛争が生じたときは、自らの費用および責任においてこれを解決するものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、ドコモは自ら顧客その他の第三者との前項の紛争を解決することができるものとし、第5項の規定により、利用者にその一切の損害および費用（弁護士報酬を含みます。）を請求することができるものとします。
5. ドコモが顧客その他の第三者との第3項の紛争により損害を被った場合は、利用者はその一切の損害および費用（弁護士報酬を含みます。）を賠償するものとします。

第56条（事前承認の義務）

1. DGFTは、顧客から利用者に対してd払いの利用の申込みがあった場合、ドコモに対して、利用者に代わって事前の承認を求めるものとし、その承認を得るものとします。
2. 前項のドコモの承認は、当該d払いの顧客が売買契約等を締結する能力および権限を有すること等を保証するものではありません。

第57条（顧客との売買契約等の締結）

1. 売買契約等の締結は、利用者と顧客との間で行うものとして、ドコモおよびDGFTは一切関与しないものとします。
2. 利用者は、利用者の責任において、顧客が売買契約等を締結する能力および権限を有することを確認して顧客と売買契約等を締結するものとします。
3. 利用者は、顧客と締結する商品等に関する売買契約等を以下の条件を満たす内容にするものとします。
 - (1) 売買契約等の請求代金の金額がドコモの別に定める基準を満たしていること
 - (2) 特定商取引に関する法律、消費者契約法その他関係法令に違反しないこと
 - (3) 公序良俗に反しないこと
4. 利用者は、顧客が次に掲げる条件の1つでも該当しない場合、d払いを利用して商品等に関する売買契約等を締結することができないことがあることを承諾するものとします。
 - (1) 電話料金の支払いに指定しているクレジットカード会社が、d払いの利用を認めていること
 - (2) サービスガイドラインに定める利用限度額を超過していないこと
 - (3) ドコモに対する金銭債務について、2ヶ月連続期日内に収納していることをドコモが確認できていること

第58条（広告方法、内容等）

1. 利用者は、商品等の販売または提供にかかる請求代金の決済にd払いが利用できる旨の広告（オンラインによる広告も含みます。）を行う場合、次の各号の規定を遵守しなければならないものとします。
 - (1) 特定商取引に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、消費者契約法、不当景品類および不当表示防止法その他関係法令に違反しないこと。
 - (2) 虚偽、誇大な表現などにより顧客に誤認を与えるおそれのある表示をしてはならないこと。
 - (3) 利用者が販売または提供する商品等について、顧客にあたかもドコモが販売、提供または保証しているかのような誤認その他ドコモが何らかの関連を有するとの誤認を与える表示をしないこと。
 - (4) 公序良俗に反する表現および社会風俗に著しい悪影響を与えるおそれのある表現を使用してはならないこと。
 - (5) 公序良俗に反するサイト・媒体、反社会的な行為を肯定・礼賛する表現を用いたサイト・媒体および異性紹介事業など出会いを目的としたサイト・媒体において広告宣伝を行ってはならないこと。
 - (6) 公序良俗に反するサイトの仮想通貨・ポイントなどサイトの利用権利を得ることを目的としたサイト・媒体（いわゆるインセンティブ広告）において広告宣伝を行ってはならないこと。

- (7) 電子マネー、現金などの取得を目的としたサイト・媒体（いわゆるインセンティブ広告）において広告宣伝を行ってはならないこと。
 - (8) 違法サイトにおいて広告宣伝を行ってはならないこと。
 - (9) 利用者のサイトにおけるd払いでの決済行為を他のサイトを利用するための条件とするなど、顧客に商品等の利用の意思がないままd払いでの決済をさせることにつながる表示をしてはならないこと。
2. 利用者は、商品等の販売または提供にあたり、商慣習上合理的な範囲を超えて、電子マネー、現金、物品その他の経済的利益を提供し、または第三者をして提供させてはならないものとします。また、利用者は、その手段の如何を問わず、顧客に対し、現金等を得る目的でd払いを利用することを勧奨し、または第三者をして勧奨させてはならないものとします。

第59条（サービス名称等の利用）

利用者は、d払いに係るサービス名称、ロゴ等を使用する場合、ドコモが別に定める「d払い サービス表記ガイドライン」に従うものとします。

第60条（苦情対応）

1. 利用者は、d払いの利用および商品等に関する苦情、問い合わせその他の紛議等に対しては、自らの費用と責任で対応し、解決するものとします。
2. ドコモが顧客等から利用者のd払いの利用および商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けた場合、利用者は、自らの費用と責任をもって当該苦情、問い合わせ等に対応し、解決するものとします。
3. 利用者は、前二項における苦情、問い合わせその他の紛議等の解決に際しては、顧客の利益が最大（不利益が最小）となるように解決をはかるものとします。
4. 利用者は、利用者のd払いの利用および商品等に関して苦情対応その他のための連絡窓口を開設しなければならないものとします。
5. 利用者は、ドコモが顧客等から利用者のd払いの利用および商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けたとき、ドコモが当該問い合わせ等を行った者に対して利用者の連絡先等を知らせることに同意するものとします。
6. 利用者は、DGFTまたはドコモから加盟店契約の遵守状況、ショップの運営状況、実態等について報告を求められた場合、直ちに報告を行うものとします。

第61条（取引データの保持）

利用者は、d払いを利用して販売または提供した商品等に関する売上金額等に関する資料（電子的データ、書類）を自らの費用と責任において保管するものとし、ドコモが当該資料の提出を要望した場合、すみやかにそれらを提出するものとします。

第62条（売上情報の送信）

1. DGFTは、利用者に代わり、売上情報をドコモに送信するものとします。
2. 前項に基づきDGFTが送信した売上情報は、サービスセンタ内のコンピュータにおいて読み出し可能となった時点で到達したものとみなします。
3. DGFTは、ドコモに送信した売上情報に誤りを発見した場合、ドコモに対して直ちに修正または取消の通知をするものとします。当該通知は、サービスセンタ内のコンピュータにおいて読み出し可能となった時点で到達したものとみなします。
4. 利用者は、ドコモが売上情報の全部または一部を集計または分析し、新サービスの展開、検討等に活用することをあらかじめ承諾するものとします。

第63条（請求代金の立替払等）

1. ドコモは、請求代金を利用者の代理人であるDGFTに対して立替払により支払うものとします（ドコモが利用者に対して支払う請求代金に係る立替金を、以下本章において「立替金」といいます。）。支払方法がクレジットカード支払いの場合、利用者は、請求代金債権をドコモに譲渡するものとし、ドコモはこれを券面額で譲り受け、請求代金債権の譲渡代金を利用者の代理人である

DGFT に対して支払うものとし、(立替金と請求代金債権の譲渡代金を合わせて、以下、本章において「立替金等」といいます。)

2. DGFT は、利用者に代わってドコモに対して売上情報を送付するものとし、なお、ドコモは、所定の処理が完了しなかった請求代金については、立替または債権譲受け(以下、本章において、合わせて「立替等」といいます。)をしないものとし、
3. 第1項に基づく立替等は、売上情報がドコモに到達し、ドコモの所定の処理が完了した日(以下、本章において「処理完了日」といいます。)に実行されるものとし、処理完了日に効力が発生するものとし、ただし、ドコモが別に認めた場合は、この限りではありません。
4. 利用者は、請求代金に係る債権、ドコモに対する立替請求権およびドコモに対する債権譲渡代金請求権を第三者に譲渡し、もしくは立替えて支払わせることはできないものとし、
5. 利用者は、加盟店契約に別段の定めがある場合その他ドコモが別途認める場合を除き、請求代金を顧客に対して請求し、または受領してはならないほか、ドコモが請求代金の立替等を行い、当該請求代金相当額を顧客に対して請求するために必要な一切の手続きにドコモの指示に従って協力するとともに、それらの履行に必要な一切の権限をドコモに対して授与するものとし、

第64条 (返品等)

1. 利用者は、顧客との合意や売買契約等の取消し等により商品等の返品があった場合には、当該商品等に係る取引の取消しを受け付け、DGFT は、ドコモ所定の方法にて取消しの対象たる請求代金にかかる売上情報(以下、本章において「取消情報」といいます。)をd払いの利用日から180日以内(但し、顧客が登録したクレジットカードの利用等の状況、顧客の利用に係る電話の解約手続の状況その他の事情に鑑みて、ドコモまたはDGFTが必要と認めるときは90日以内)に利用者に代わってドコモに対して送付するものとし、当該請求代金は立替等の対象外とします。
2. 利用者は、前項により立替等の対象外とした請求代金にかかる立替等を受領している場合、当該立替等を直ちに、DGFTの選択に従い、DGFTまたはドコモに返還するものとし、ただし、この場合においてDGFTまたはドコモは、翌月以降の利用者に対する立替等から当該取消しにかかる立替等を差し引くことができるものとし、利用者はこれを承諾するものとし、

第65条 (商品の所有権)

1. d払いを利用した売買契約等に基づく商品の所有権は、当該立替等がドコモから利用者に立替されたときにドコモに移転するものとし、ただし、前条第1項に従って取消情報がドコモに送付された場合、請求代金に係る商品の所有権は、利用者がDGFTを通じて当該立替等をドコモに返還したときに、利用者に戻るものとし、
2. 商品の所有権が利用者に属する場合でも、ドコモが必要と認めるときは、利用者に代わって商品を回収することができます。

第66条 (請求代金の立替等の解除等)

1. ドコモは、立替等の対象として確定した請求代金について、以下の事由が生じた場合にはこれを立替等の対象外とすることができるものとし、
 - (1) 売上情報が正当なものでないとき
 - (2) 売上情報の記載内容が不実、不備であるとき
 - (3) ドコモの承認を得ずd払いを利用して商品等の販売または提供を行ったとき
 - (4) 顧客より自己の利用によるものではない旨の申出がドコモに対してなされたとき
 - (5) 顧客より利用者に対する抗弁をドコモに対して主張されたとき
 - (6) 利用者が顧客との間の売買契約等に違反したとき
 - (7) 顧客との紛議が解決されないとき
 - (8) 請求代金に係る債権またはドコモに対する立替請求権を第三者に譲渡したとき
 - (9) 提携会社が、正当な理由によりドコモからの請求代金債権の譲渡につき拒否もしくは異議を唱えたとき
 - (10) その他加盟店契約に違反してd払いが利用されたとき
2. ドコモは、立替等の対象として確定した請求代金について、前項に定める各事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合は、調査が完了するまで立替等の支払いを留保できるものとし、遅延損害金等を支払う義務を負わないものとし、調査開始日から30日を経過してもその

疑いが解消しない場合には、当該請求代金を立替払等の対象外とすることができるものとし、この場合、利用者は、ドコモの調査に協力するものとします。

3. 第1項各号および前項のいずれかに該当した場合、ドコモは利用者の代理人であるDGFTに対して、当該売上情報に取消表示をして返却します。また、その立替金等が支払い済みの場合には、利用者は、第64条（返品等）第2項の定めに従い、当該立替金等を返還するものとします。

第67条（差押の場合）

利用者がドコモに対して保有する立替金等の請求債権について、差押、滞納処分等があった場合、ドコモは、所定の手続きに従って処理するものとし、当該手続きによる限り、利用者に対して、遅延損害金等を支払う義務を負わないものとします。

第68条（相殺）

ドコモは、利用者に支払義務を負う立替金等とドコモが利用者に対して有する支払い期日の到来した債権とをいつでも相殺することができるものとします。

第69条（端数処理）

ドコモは、立替金等その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第70条（dポイント付与）

1. dポイント（請求代金額連動）の付与対象となる請求代金に変更されまたは売買契約等が取消された場合におけるdポイント（請求代金額連動）に係るポイント付与処理等については、サービスガイドラインに従うものとします。
2. 利用者は、ドコモとの間で別途dポイント付与（キャンペーン）覚書を締結することにより、dポイント付与（請求代金額連動）の機能により付与されるdポイント（以下、本章において「dポイント（請求代金額連動）」といいます。）とは別に、dポイント付与（キャンペーン）の機能を利用して、dポイントクラブ会員である顧客に対して、dポイントを付与することができるものとし（本項に基づき付与されるdポイントを以下、本章において「dポイント（キャンペーン）」といいます。）、この場合におけるdポイント（キャンペーン）の付与に係る費用のドコモと利用者との間の負担割合および精算方法、付与ポイント数の確定時期、請求代金に変更されまたは売買契約等が取消された場合におけるdポイント（キャンペーン）に係るポイント付与処理等については、dポイント付与（キャンペーン）覚書の定めに従うものとします。
3. 利用者は、ドコモがdポイントクラブ会員である顧客に対して付与するdポイント（請求代金額連動）およびdポイント（キャンペーン）は、請求代金に相当する金額を取引価額として提供される景品であることを確認し、商品等の販売または提供にあたり、利用者が提供主体となって別途の景品類の提供等を行う場合には、その景品類の額の決定等に際して、ドコモによるdポイント（請求代金額連動）およびdポイント（キャンペーン）の付与分を考慮する等、不当景品類および不当表示防止法並びに公正取引委員会告示その他の法令等（利用者の属する業界にて公正競争規約等の個別規制を設けている場合はこれらの公正競争規約等を含み、総称して以下、本章において「景品等規制」といいます。）に違反しない範囲でこれを提供等するものとします（利用者がd払いを利用して販売または提供する商品等以外について実施する一般懸賞施策との重複当選または総付景品施策との景品類の重複提供を含みます）。
4. 利用者は、商品等以外について実施する一般懸賞施策または総付景品施策等の景品類としてdポイントを付与することを希望する場合には、別途ドコモとの間で当該dポイントの付与に関する提携契約を締結するものとします。
5. 利用者は、前四項に基づくdポイントの付与とは別に、ドコモが自己の裁量において、dポイントクラブ会員規約に基づき、dポイントクラブ会員である顧客に対してdポイントを付与する場合があります。

第71条（dポイント付与の取消等）

1. 前条の規定にかかわらず、ドコモは、次の各号の一に該当する場合、利用者への事前の通知なく顧客に対してdポイント（請求代金額連動）およびdポイント（キャンペーン）を付与せず、ま

たは付与した d ポイント（請求代金額連動）および d ポイント（キャンペーン）を取り消すことができるものとします。

- (1) 顧客がドコモが別に定める各種規約に違反した場合または違反するおそれがあるとドコモが判断した場合
 - (2) 顧客による d 払いを利用した取引に不正な行為が含まれるまたは含まれるおそれがあるとドコモが判断した場合
 - (3) 商品等が d ポイント（請求代金額連動）および d ポイント（キャンペーン）の付与の対象外となる商品または役務であるとドコモが判断した場合
 - (4) 利用者が加盟店契約等の定め違反した場合または違反するおそれがあるとドコモが判断した場合
 - (5) 利用者が景品等規制、特定商取引に関する法律その他の関連法令に違反した場合または違反するおそれがあるとドコモが判断した場合（ただし、ドコモが当該違反または違反のおそれの有無を判断する責任を負うものではありません）
 - (6) その他ドコモが必要と判断した場合
2. 前条の規定にかかわらず、ドコモは、利用者と顧客との間の売買契約等が解除された場合、当該売買契約等に係る請求代金の金額に連動して付与された d ポイント（請求代金額連動）および d ポイント（キャンペーン）をサービスガイドラインおよび d ポイント付与（キャンペーン）覚書に従い取り消すことができるものとします。

第72条（加盟店契約終了時等の措置）

1. ドコモと利用者との間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合または本章に基づく提供中止もしくは提供停止がなされた場合でも、ドコモは、終了、中止、停止の前に d 払いの利用により生じた請求代金について利用者に対する立替払等を行うことができるものとします。ただし、ドコモが立替払等をしないことを DGFT に通知した場合は、この限りではありません。
2. ドコモと利用者との間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了する場合または本章に基づく提供中止もしくは提供停止がなされる場合、利用者は、自己の費用と責任により顧客に対して d 払いが利用できなくなることについて必要な周知を行う義務を負うものとします。
3. ドコモと利用者との間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合でも、第 55 条（商品等の保証）第 3 項ないし第 5 項、第 57 条（顧客との売買契約等の締結）、第 60 条（苦情対応）、第 61 条（取引データの保持）、第 62 条（売上情報の送信）第 4 項、第 66 条（請求代金の立替払等の解除等）、第 68 条（相殺）、本条（加盟店契約終了時等の措置）、第 73 条（損害賠償）および第 74 条（免責）の規定は効力を有するものとします。

第73条（損害賠償）

利用者は、加盟店契約の違反、その他 d 払い利用に関連して、DGFT、ドコモまたは第三者に損害を及ぼした場合、DGFT、ドコモまたは第三者に対し損害を賠償するものとします。なお、損害には、提携クレジットカード会社が加盟または提携する組織の規則等により直接または間接的にドコモが負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わないものとします。）等を含むものとします。

第74条（免責）

ドコモおよび DGFT は、故意または重大な過失がある場合を除き、いかなる場合においても、d 払いに関して利用者に生じる損害について一切の責任を負わないものとします。

第75条（加盟店名簿等への記載）

利用者は、ドコモおよびその代理店が作成し公開する d 払いの加盟店名簿等に利用者の名称、住所、連絡責任者、連絡電話番号、商品等を掲載することを承諾するものとします。

<別紙1>

本件決済サービスにかかる決済手数料

1. 利用者は本件決済サービスを利用する場合には、DGFT に対して、別途 DGFT が所定の方法により定める決済手数料を支払うものとします。
2. 本件決済サービスにおける取扱期間等は、以下のとおりとします。

取扱期間	締切日	振込日	支払日
当月 1 日～当月 15 日	当月 15 日	当月末日	翌月 15 日
当月 16 日～当月末日	当月末日	翌月 15 日	翌月末日

<別紙 2>

決済手数料に関する課金条件

1. 対面販売の取扱期間

課金対象を取扱期間ごとに締切り集計し、第 11 条に基づき DGFT が利用者に商品代金の総額から決済手数料に消費税等相当額を加えた合計金額を差し引いた金額を利用者の指定する金融機関に送金する場合は、振込日までに送金するものとします。利用者の商品代金の総額が当該合計金額に足りない場合、利用者は、支払日までに DGFT に支払うものとします。

2. 指定金融機関口座

DGFT が利用者に商品代金の総額から決済手数料に消費税等相当額を加えた合計金額を差し引いた金額を送金する利用者の金融機関口座となります。指定金融機関口座は、別途利用者が DGFT に対し通知するものとします。

3. 決済手数料

別紙 1 記載の、取扱期間に本件決済サービスで収納された収納金額に応じ課金される手数料となります。手数料単価、手数料率が併記されている場合、いずれか高い金額が適用となります。手数料の 1 円未満の端数は、切り捨て処理するものとします。

4. 消費税

決済手数料の消費税等相当額は、決済手数料の合計金額に税率を乗じて算出した金額とし、1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとします。

以上

加盟信用情報機関

	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター (JDM センター)	日本クレジットカード協会 加盟店信用情報センター
住所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小綱町 14-1 住生日本橋小綱町ビル 6F	〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-N ビル 1F
電話番号	03-5643-0011	03-6738-6626
共同利用の管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター	日本クレジットカード協会
URL	https://www.j-credit.or.jp/	http://www.jcca-office.gr.jp/
共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM 会員」という。）における顧客等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報および当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報ならびにクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報やそのおそれのある行為に関する情報を、DGFT および／または決済事業者が JDM センターに登録することおよび JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の利用契約等締結時または途上の審査の精度向上を図り、悪質利用者を排除し、利用者のセキュリティ対策を強化することにより、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。	当センターが保有する加盟店情報は、日本クレジットカード協会の会員が行う不正取引の排除・消費者保護のための利用者入会審査、利用契約等締結後の管理、その他利用契約等継続の判断の場合ならびに加盟店情報正確性維持のための開示・訂正・利用停止等の目的に限り利用されます。ただし、以下の場合はこの限りではありません。 1. 法令に基づく場合 2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 3. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。
共同利用される情報	1. 包括信用購入あっせん取引または個別信用購入あっせん取引における、当該利用者等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由 2. 包括信用購入あっせん取引における、当該利用者等に係る苦情発生防止および処理のた	<ul style="list-style-type: none"> • DGFT および／または決済事業者に届け出た利用者の代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報 • 利用者名称、所在地、電話番号、業種、取引情報等の利用者取引情報 • 加盟会員が利用者情報を利用した日付

	<p>めに講じた措置の事実および事由</p> <p>3. 包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る業務に関し顧客等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事由</p> <p>4. 顧客等の保護に欠ける行為に該当したまたは該当すると疑われるもしくは該当するかどうか判断できないものに関する、JDM会員・顧客等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>5. 顧客等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容および当該内容のうち、顧客等の保護に欠ける行為であると判断した情報および当該行為と疑われる情報ならびに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報</p> <p>6. 行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報</p> <p>7. 包括信用購入あっせん取引における、当該利用者によるクレジットカード情報漏えい等の事故が発生または発生したおそれが認められた場合に原因究明や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実および事由</p> <p>8. 包括信用購入あっせん取引における、当該利用者におけるクレジットカードの不正利用の発生状況等により、当該利用者による不正利用の防止に支障が生じまたは支障が生ずるおそれがあると認められた場合に、不正利用の内容や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実および事由</p> <p>9. 包括信用購入あっせん取引における、当該利用者がクレジットカード番号等の適切な管</p>	
--	---	--

	<p>理の為に必要な法令が求める基準に適合していないことに関する情報</p> <p>10. 上記⑦から⑧に関して、当該利用者に対して法令が求める基準に適合する、あるいは再発防止対策を求める等の措置を講じた事実と事由</p> <p>11. 上記②および⑩の措置の指導に対して、当該利用者が従わないもしくは法令が求める基準に適合することが見込まれないことを理由にクレジットカード番号等取扱契約を解除した事実および事由</p> <p>12. 上記の他顧客等の保護に欠ける行為およびクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報</p> <p>13. 前記各号に係る当該利用者の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、法人番号、名称、住所、電話番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、上記⑤の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。</p> <p>14. 利用者の代表者が、他の経営参加する販売店等について、加盟信用情報機関に前号に係る情報が登録されている場合は当該情報</p>	
<p>登録される期間</p>	<p>上記の情報は、登録日または必要な措置の完了日（講ずるべき必要な措置が複数ある場合は全ての措置が完了した日）、契約の解除日から5年を超えない期間登録されます。</p>	<p>当センターに登録されてから5年を超えない期間</p>
<p>共同利用者の範囲</p>	<p>協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者およびJDMセンター （JDM会員名は、上記ホームページ</p>	<p>日本クレジットカード協会の会員（当センターを利用している企業名は上記ホームページよりご確認ください。）</p>

	よりご確認いただけます。)	
--	---------------	--

2019年10月1日制定
2020年4月24日改定
2021年4月30日改定
2022年2月7日改定

株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー